平成２１年（フ）第２４７号
佐賀県伊万里市立花町2783番地８
債務者　梶山富代子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２４９号
佐賀県伊万里市大坪町甲1551番地１
債務者　古賀　昭文
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２５０号
佐賀県伊万里市大坪町甲1551番地１
債務者　古賀　栄子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２５１号
佐賀県伊万里市東山代町里177番地97
債務者　矢野　智子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２５２号
佐賀県西松浦郡有田町泉山１丁目26番６号
債務者　古賀　**玲**子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２５３号
佐賀県武雄市北方町大字大崎1835番地７　市営西杵住宅624号
債務者　古場　千恵（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２５４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙730番地13
債務者　野田　雪子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２６０号
佐賀県伊万里市東山代町日尾636番地３
債務者　片山　恵利
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３６７号
北九州市小倉南区田原新町１丁目２番11号
債務者　俵　久良志
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０１１号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南１丁目４番８号
債務者　稲　　新一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０２２号
北九州市門司区北川町10番17―304号
債務者　東島萬佐晴
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０５５号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目16番６号305
債務者　中山　真弓
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２７１号
青森県弘前市大字御幸町11番地11　コーポラス一戸３号
債務者　石堂　隆敏
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２１３号
神奈川県横須賀市長沢１丁目26番６―702号
債務者　中尾ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２２２号
神奈川県横須賀市追浜町２丁目67番地　コーポマスコ105、住民票上の住所神奈川県横須賀市田浦町３丁目27番地
債務者　古谷　正弘
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２３３号
神奈川県横須賀市平作７丁目２番５号　グランメールＡ―202
債務者　加福　里衣
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２４２号
神奈川県逗子市小坪１丁目13番25号
債務者　石渡　清美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部